

廃 第 1 5 4 8 号
令和 2 年 1 月 2 7 日

一般社団法人 千葉県環境保全協議会 会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

フロン排出抑制法の改正について

日頃より本県の環境施策に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 2 年 4 月 1 日「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律」(改正フロン排出抑制法)が施行されます。

これに伴い、フロン類を冷媒として使用した業務用冷凍空調機器の廃棄におけるフロン類引渡義務違反に対して直接罰が適用されるとともに、フロン類が回収されていない機器の引取りが禁止されます。また、建物解体工事における機器廃棄時には、建物解体工事元請業者及び機器の管理者に対し、機器の有無についての事前確認説明書面の保存義務が課される等、機器の廃棄に携わる者に関する規定が新たに追加されます。

つきましては、下記の改正点を確認し、引き続きフロン類の適正管理を継続していくとともに、貴会会員(組合員)への周知をよろしくお願いします。

記

- 1 機器廃棄の際の主な改正点
 - ・フロン類の引渡し義務違反の直罰化
 - ・機器の引渡しの際、フロン類回収証明書(引取証明書)の写しの交付義務
 - ・点検記録の保存期間延長
- 2 建物解体時における機器廃棄の際の主な改正点
 - ・建物解体工事における機器の有無に関する事前説明書面の保存義務
- 3 機器を引取る際の主な改正点
 - ・フロン類が残っている機器の引取りの禁止
 - ・機器の引取りの際に交付された引取証明書の写しの保存義務
- 4 その他

改正フロン排出抑制法の具体的な内容は、別添資料をご参照ください。

また、別添資料につきましては、千葉県ホームページに掲載しておりますので、周知の際に御活用ください。

千葉県ホームページ 【<https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/freon/kaisei.html>】

問い合わせ先 担当：環境生活部廃棄物指導課ヤード対策班

電話：043-223-4658



フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により
**業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を
廃棄する際の規制が強化されました。**

機器は捨てるまできちんと管理を!

機器を捨てる際にフロン類を回収しないと 即座に **罰金** が科せられます!

フロン類を回収しないまま機器を廃棄すると、行政指導などを経ることなく
即座に刑事罰(50万円以下の罰金)の適用対象となります。

機器廃棄時には必ず充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。

フロン類の回収が証明できない機器は 引取ってもらえません!



廃棄物・リサイクル業者に業務用エアコン等の処分を依頼する際には、
引取証明書の写しを渡してください。

引取証明書 : 充填回収業者がフロン類を回収した際に発行する書面

フロン排出抑制法の 対象となる機器

業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器のうち、
フロン類が
使われているもの



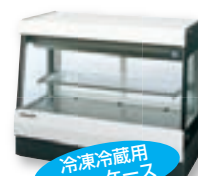
店舗用エアコン



ビル用
マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用
ショーケース

など

フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に
甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



約50t-CO₂

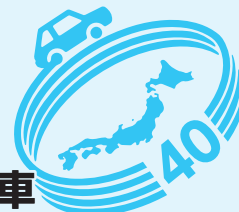


エアコン1台分

ビル用パッケージエアコン
1台に含まれるフロンは約20kg

レジ袋
約150万枚分

乗用車
日本40周分



機器を **使用** しているとき

- 保有する**機器の点検**を実施してください。
※簡易点検：**すべての機器**に対し、3ヶ月に1回以上実施。
定期点検：一定規模以上の機器に対し、1年又は3年に1回以上、専門業者に委託して実施。

- 改正**
- **点検の記録は、機器を設置してから廃棄した後も3年間保存してください。**
 - フロン類の**充填・回収は、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者のみ**行うことができます。
 - フロン類の漏えいが見つかった場合、**修理なしでのフロン類の充填は原則禁止**です。
 - 年間漏えい量が一定以上の場合、国に**報告**してください。(フロン類算定漏えい量報告・公表制度)

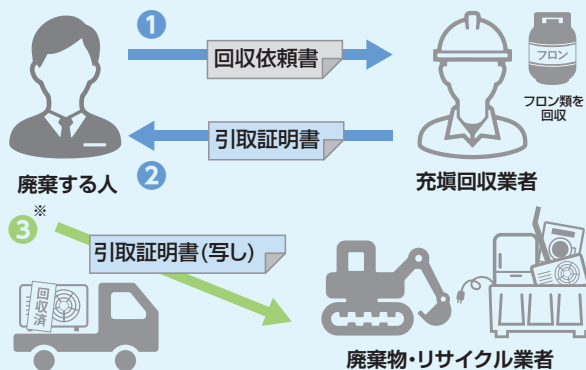
機器を **廃棄** するとき

- フロン類の回収を第一種フロン類充填回収業者に依頼してください。
- 引取証明書(原本)は3年間保存してください。

- 改正**
- **廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡す際には、引取証明書の写しを作成し、機器と一緒に渡してください。**(下図左)
※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。(下図右)

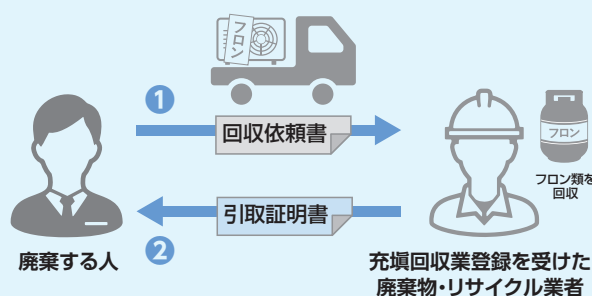
- 改正**
- **解体工事の場合には、元請業者から事前説明された書面を3年間保存してください。**

フロン類の回収と機器の処分を **別の** 事業者に依頼する場合



※第三者を介して廃棄物・リサイクル業者へ機器を引渡す場合は、当該第三者(解体工事元請業者等)に引取証明書の写しを渡してください。

フロン類の回収と機器の処分を **同じ** 事業者に依頼する場合



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



■ お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局
<http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>



環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室
TEL:03-3581-3351(内線6753)



経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室
TEL:03-3501-1511(内線3711)